

平成 27 年 10 月 9 日  
近検協第 27-047 号

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 27 年度 9 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、9 月度の受付台数は 12,197 台で本年度累計は 69,809 台となり、前年同月比 99.0%、前年度累計比は 99.4%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 定期報告制度改正に伴う検査資格の移行について

平成 28 年 6 月の法改正により、これまでは「法定講習の修了者」とだけ位置づけられていた資格制度が法律において定義されることになり、資格者には国土交通大臣から資格者証を交付することとなりました。

これに伴い、来年 6 月以降は、新しい資格者証がないと定期検査ができなくなります。

現資格者は、必要な書類等を添えて申請すれば新たな講習を受けずに、新資格者証が交付されます。

検査資格移行手続きについては、一般財団法人 日本建築設備・昇降機センターのホームページに申請要領等が掲載されていますのでご確認ください。

尚、平成 27 年 12 月 31 日までに申請されたものについては、平成 28 年 5 月までに新資格証が公布されます。

【検査資格の移行手続きについて】

[http://www.kenchiku-bosai.or.jp/chousa-kensa\\_05.html](http://www.kenchiku-bosai.or.jp/chousa-kensa_05.html)

以上